

富津市国民健康保険運営協議会会議録

1 会議の名称	平成21年度 第1回国民健康保険運営協議会
2 開催日時	平成21年5月22日 15時00分～15時50分
3 開催場所	富津市役所 502会議室
4 審議等事項	報告事項 1. 平成20年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて 議件 1. 平成21年度国民健康保険税按分率（案）について 2. 富津市国民健康保険税条例の一部改正（案）について
5 出席者	委員 杵崎兆延 渡辺早苗 白石良造 斉藤 進 三枝一雄 高本建基 安田策三 高梨良勝 澤田春江 福原敏夫 事務局 佐久間清治・森田益光・石井早苗 ・前沢幸雄・大塚幸男・赤井明浩 ・堀岡榮子・澤邊高廣
6 公開又は非公開の別	公開 ・一部公開 ・非公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人（定員3人）
9 所管課	健康福祉部 国民健康保険課 国民健康保険係 電話 0439（80）1271
10 会議録（発言の内容）	別紙のとおり

平成21年度 第1回富津市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日時 平成21年5月22日(金) 開会 午後3時00分
閉会 午後3時50分
- 2 場所 富津市役所 502会議室
- 3 出席委員
杵崎 兆延 (1号委員)
渡辺 早苗 (1号委員)
白石 良造 (1号委員)
齋藤 進 (1号委員)
高本 建基 (2号委員)
三枝 一雄 (2号委員)
安田 策三 (2号委員)
高梨 良勝 (3号委員)
澤田 春江 (3号委員)
福原 敏夫 (3号委員)
- 4 欠席委員
平川 恵敏 (2号委員)
- 5 欠員 3号委員 1名
- 6 報告事項
(1) 平成20年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について
【内容は別紙のとおり】
- 7 議 件
(1) 平成21年度国民健康保険税按分率(案)について
(2) 富津市国民健康保険税条例の一部改正(案)について
【内容は別紙のとおり】
- 8 事務局職員
佐久間市長 森田健康福祉部長 石井健康福祉部次長
前沢国民健康保険課長 大塚国民健康保険課課長補佐
堀岡特定健診推進係長 赤井長寿医療係長 澤邊副主査

事務局	<p>定刻となりました。本日欠席される旨ご連絡いただいている方を除いてお集まりです。</p> <p>会議を始めます前に、4月1日付けの人事異動によりまして事務局職員に異動がありましたので、少しお時間をいただいで紹介させていただきます。</p>
国民健康 保険課長	事務局職員紹介
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、ただ今より平成21年度第1回富津市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。お手許の会議次第により進めさせていただきます。</p> <p>なお、富津市国民健康保険運営協議会の委員定数は、12名でございます。本日、10名の委員の方に出席いただいでおり、その過半数を超えておりますので運営協議会は成立いたします。</p> <p>それでは、はじめに高梨会長よりごあいさつを賜りたいと存じます。よろしく申し上げます。</p>
高梨会長	会長あいさつ
事務局	ありがとうございました。続きまして、佐久間市長よりごあいさつ申し上げます。
市長	市長あいさつ
事務局	それでは、4番目の報告事項に入るわけですが、富津市国民健康保険条例施行規則第6条に「運営協議会の議長は会長とする。」と規定されておりますので、ここからの議事進行は高梨会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。
高梨会長	それでは報告事項から事務局説明お願いいたします。
事務局	<p>報告事項の「平成20年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について」ご説明申し上げます。</p> <p>まず、被保険者数、世帯数等の現況を若干ご説明申し上げます。</p> <p>お手許にございます資料の3ページの表をご覧ください。平成15年度から平成20年度までは年間平均値で、平成21年度は4月末における数値です。ご覧いただくとわかるように平成20年度の世帯数は9,583世帯、被保険者数は18,531人と、とも大きく減少しています。これは、後期高齢者医療制度が発足したことにより75歳以上の被保険者が国民健康保険の資格を喪失したこ</p>

とによるものです。

また、平成21年4月末の被保険者数は、18,432人で、前年度平均値よりも若干ですが減少しており、この傾向は平成15年度以降続いており、今後も続くものと考えられます。

それでは、「平成20年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について」ご説明申し上げます。資料の1ページの表をご覧ください。1ページが歳入で、次のページが歳出となっており、左側に科目ごとに最終予算額、平成21年4月末における決算見込額、決算見込額と最終予算額との差及び執行率を記載し、その右側に左側の科目の前に付した番号又はアルファベットごとに科目の説明を記載しています。

それでは、歳入について、科目ごとにご説明申し上げます。

まず、国民健康保険税については、合計額で、19億4,538万3千円の決算見込で予算額に対して7,432万5千円の減収となる見込みです。

これは、3月補正時において18,600人強と見込んでいた年間平均被保険者数が18,531人に減少したこと等によるものです。

次に国庫支出金です。合計額で、15億7,346万8千円の決算見込で、予算額に対して1億1,423万7千円の減収となる見込みでございます。

国庫支出金のほとんどが一般被保険者の保険給付費等に連動するものであり、その保険給付費が減少したこと、被保険者区分を退職被保険者に切り替え、一般被保険者数が減少したことによるものでございます。

なお、調整交付金のうち特別調整交付金については、経営状況や経営姿勢が良好な保険者に交付されるものであり、富津市の状況が認められ1億円の特別調整交付金の交付を受けたものでございます。

次に療養給付費等交付金です。この交付金は、退職被保険者に係る保険給付費等の額から、退職被保険者に係る国民健康保険税を控除した額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。2億9,041万円の収入見込みで、予算額に対して5,488万4千円の増収となる見込みでございます。これは、被保険者区分の切り替えにより、退職被保険者数が増加したことによるものでございます。

次は、前期高齢者交付金です。高齢被保険者の偏在による保険者間の財政調整を行う目的で社会保険診療報酬支払基金から概算交付されるもので、12億216万3千円の決算見込みでございます。

次に県支出金です。2億9,013万7千円の収入見込で、予算額とほぼ同額の収入となる見込みです。

次に共同事業交付金です。これは医療費の額が30万円を超える場合の医療費の59%が千葉県国民健康保険団体連合会で行っている共同事業から交付されるもので、予算額とほぼ同額の7億1,135万8千円の収入見込みでございます。

次に繰入金です。3億4,635万3千円の収入見込みで、予算額に1,315万2千円の減収となる見込みでございます。これは、経費の節約及び職員給与費の執行残により事務費繰入金、職員給与費繰入金が減額となったことによるものです。

次に繰越金です。平成19年度からの繰越金で2,952万6千円でございます。

次にその他の収入です。保険給付費の第三者行為求償による収入が増えたことにより1,243万6千円の決算見込額でございます。

以上合計しまして、65億3,081万円の予算額に対しまして、64億123万4千円の決算額となる見込みでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。2ページをご覧ください。

まず、総務費です。事務経費の節約及び職員給与費の執行残により、予算額に対して1,116万8千円の減額の1億5,607万2千円の決算見込みでございます。

次に保険給付費です。中ほどより下に保険給付費の計欄があります。予算額に対しまして、1億3,285万9千円減の40億5,716万8千円の決算見込となる予定でございます。

これは、18,603人と見込んでいた年間平均被保険者数が18,531人に減少したこと、給付費の伸びを1.23%と見込んでいたところ逆に1.98%の減少となる見込みであることによるものでございます。

次に後期高齢者支援金等でございます。後期高齢者医療制度を支援するためのもので、7億5,970万4千円の決算見込となります。

次に前期高齢者納付金等で、102万3千円の決算見込みです。

次の老人保健拠出金については、平成20年3月診療4月支払となる1ヵ月分の医療給付費、診療後数ヵ月後に支給となる高額療養費、概算支払をしてあります平成18年度分の老人保健拠出金の精算分で、8,665万6千円の決算見込みでございます。

次の介護納付金は、介護保険給付費の31%相当額を医療保険者として支援するもので、3億2,190万7千円の決算見込みでございます。

次の共同事業拠出金については、医療費の額が30万円を超える場合の医療費の59%の額の交付を行う国民健康保険団体連合会の共同事業に対する拠出金で、千葉県全体の国民健康保険被保険者の高額医療費が想定額よりも減少したことに伴い、7億338万5千円の決算見込でございます。

次の保健事業費については、特定健康診査の受診率等の変動により、予算額に対しまして1,982万3千円の減少の7,258万2千円の決算見込みでございます。

次のその他の支出につきましては、基金積立金、一時借入金利子、過誤納保険税還付金、国県支出金返還金及び予備費で、予算

額に対しまして、1億5,381万4千円減少して3,583万7千円の決算見込みでございます。これは、一時借り入れを行わなかったこと、過誤納還付金の発生が少なかったこと、予備費充用を行わなかったこと等によるものでございます。

以上合計しまして、65億3,081万円の予算額に対しまして、61億9,433万4千円の決算額見込みとなり、歳入歳出差引きしますと、下の表にありますとおり2億690万円の剰余金が生ずる見込みでございます。

以上で、報告事項「平成20年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について」の説明を終わります。よろしくご審議賜りお願い申し上げます。

高梨会長 今の報告にて何かありましたらお願いいたします。

三枝委員 通常5月になると決算になりますが、内容が見込みということについてはどのようなことですか。

国民健康
保険課長 市の会計については4月から3月にて事業を行い5月末までの間、出納閉鎖期間ということで現在見込みとなっております。

高梨会長 他に何かありますか。
無いようなので報告事項を終了して議案に入ります。
まず、議案第1号の説明を事務局お願いいたします。

事務局 議案第1号「平成21年度国民健康保険税按分率（案）について」ご説明申し上げます。

国民健康保険税は、市県民税や固定資産税と違い、法律に課税標準額及び標準税率が定められている訳ではなく、まず、出産育児一時金、葬祭費などの任意給付を含めた保険給付費と被保険者の健康維持増進を行う保健事業費にどのくらい必要かを見積もり、次に、これらの保険給付費及び保健事業費に対する国、県等からの補助金を控除して被保険者の皆さんに負担いただく国民健康保険税の全体額を積算します。この国民健康保険税の全体額を収納するために、被保険者個々にどのような割合で負担していただくかを検討します。この所得や被保険者数などに応じて賦課する割合が国民健康保険税の按分率となります。

富津市の国民健康保険税は、被保険者の所得に応じて賦課する所得割額、被保険者の固定資産税の額に応じて賦課する資産割額、被保険者の人数に応じて賦課する被保険者均等割額及び世帯当たり賦課する世帯別平等割額の4つで成り立っています。

それでは、資料の5ページをご覧ください。上段に「1 平成21年度本算定見込（平成21年4月末）」という表がございます。これは、既に賦課決定されている固定資産税の額、平成21年4月末で捕捉している被保険者数、世帯数及び市県民税賦課のため

の所得額を基に平成21年度の国民健康保険税の基礎課税額を仮算定したものです。

表の左から2列目に先ほどの4つの区分があり、その隣に課税総所得金額、固定資産税額、被保険者数及び世帯数が記載されています。これに、その隣に記載されている按分率を乗じて算出税額を求め、この算出税額からその右に記載されている控除額を控除して求めた賦課総額①に、表の右から2列目にある予定収納率②を乗じると収納見込額「あ」となり、この13億194万3千円が、平成21年度の国民健康保険税の基礎課税額仮算定の収入見込額となります。

次に、下段に「2 平成21年度当初予算」という表があります。これは当初予算積算時において収入予定額を見込んだものです。仮算定と同じ方法で算定したもので、一番右の13億6,400万8千円が当初予算で見込んだ国民健康保険税の基礎課税額分の収納見込額です。

そうしますと、一番下の小さな表に記載のありますとおり基礎課税額分では、当初予算に比べ6,206万5千円の減収が見込まれることとなります。

次に、6ページをご覧ください。この表は同じように、後期高齢者支援金等課税額を仮算定したものです。一番下の小さな表に記載してありますとおり後期高齢者支援金等課税額分では当初予算での見込みに比べ1,719万8千円の減収が見込まれます。

続いて、7ページをご覧ください。この表は介護納付金課税額を仮算定したものです。一番下の左側の表にありますとおり介護納付金課税額分では当初予算での見込みに比べ1,531万1千円の減収が見込まれ、国民健康保険税全体では、その右の表にありますとおり9,457万4千円の減収が見込まれます。この主な要因は、被保険者数の減少や後期高齢者制度の施行に伴う低所得者軽減該当者の増加によるものでございます。

なお、介護納付金課税額の仮算定に当たっては、介護納付金課税額の賦課限度額が9万円から10万円に引き上げられることを想定して積算しており、これによる影響額は約300万円ほどでございます。

それでは、4ページをご覧ください。前置きが長くなりましたが、議案第1号「平成21年度国民健康保険税按分率（案）について」ご説明申し上げます。

平成20年度の国民健康保険税按分率は、平成19年度において、平成19年度の保険給付費の決算見込額に予想伸び率を乗じて、平成20年度、平成21年度及び平成22年度3カ年間の保険給付を積算のうえ、更に、被保険者数の変動を加味した中長期計画に基づき設定したところでした。平成21年4月末の状況による国民健康保険税仮算定額は、当初予算額と比較すると9,400万円ほど減収となる見込みである旨ご説明申し上げましたが、平成21年度におきまして、収納率の向上に努めるとともに、引き続き、国及び県

の特別調整交付金の確保に向けた事業を展開し、減収となる国民健康保険税の補填をしていきたいと考えております。

よりまして、平成21年度国民健康保険税按分率につきましては、平成20年度の按分率を据置きたいと考えております。

以上で、議案第1号「平成21年度国民健康保険税按分率（案）について」の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

高梨会長 今の説明について審議願います。
何かありますか。

三枝委員 今回按分率の改定の議題がありますが、今回の運協の会議で決定するものですか、今後の流れを説明ください。

国民健康
保険課長 今回の運協については、市長から諮問がありそれを議題として開催しています。
運協委員の意見を市長に答申し、最終的には市議会において決定することになります。

高梨会長 他に何かありますか。
無いようですので2号議案を事務局説明願います。

国民健康
保険課長 議案第2号の富津市国民健康保険税条例の一部改正（案）についてご説明させていただきます。

議案第2号資料の富津市国民健康保険条例新旧対照表に基づいてご説明させていただきますので、ご覧いただきたいです。

まず、改正理由について説明させていただきます。

①1点目といたしまして

厚生労働省では、前年度の状況から限度額の適用を受ける世帯の割合が5%を超えないよう、毎年度試算を行い、国民健康保険税の課税限度額の見直しを行っているところです。その見直しにより介護納付金課税額の限度額が90,000円から100,000円に改められことによる改正です。

②2点目といたしまして

現在の経済情勢を踏まえ、土地の流動化等や金融市場の活性化を図るため、地方税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。

その改正に伴い、国民健康保険税の所得割額や軽減判定を行うための所得額の捉え方を改めるものでございます。

11ページをお開きください。

第2条4項の改正につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令第1条の規定により、9万円から10万円に改められたことにより、富津市国民健康保険税の介護納付金課税額の課税限度額を9万円から10万円に改めようとするものです。

18 ページをお開きください。

保険税を軽減する場合についても、同様の理由から介護納付金課税額の課税限度額を9万円から10万円に改めようとするものです。

24 ページをお開きください。

改正案の附則第4項の追加ですが、24 ページから25 ページをご覧ください。

これは、昨年の秋以降の景気の急激な悪化により、株価も大きく下落しており、その第5項で上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税制が平成21年1月1日から導入されることにより、この申告分離選択課税制による上場株式等に係る配当所得がある場合の国民健康保険税の所得割額の算定及び国民健康保険税の軽減判定に当たっては当該配当所得を加えて行うよう改正しようとするものです。

次に、附則5項は、長期譲渡所得がある場合の国民健康保険税の課税の特例を規定しているものであります。

所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）第5条の規定により租税特別措置法に第35条の2が加えられ、

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した土地等を5年を超えて保有した後に譲渡した場合の長期譲渡所得については、その長期譲渡所得から1,000万円を控除することとされました。

この長期譲渡所得がある場合は、1,000万円を控除した後の金額で国民健康保険税の所得割額の算定及び国民健康保険税の軽減判定をするように改正しようとするものです。

26 ページをご覧ください。

附則第6項の改正については、短期譲渡所得がある場合の国民健康保険税の課税の特例を規定しているものであり、附則第5項の規定を準用して規定しています。附則第5項に改正があったことにより、附則第5項を準用する際の読替規定を改正しようとするものです。

次に、附則第8項の追加については、平成22年度以後の市民税について、上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得との間の損益通算の特例制度が創設されることにより、この規定の適用がある場合の国民健康保険税の所得割額の算定及び国民健康保険税の軽減判定に当たっては、当該規定を適用した後における所得額により行うよう附則第4項の読替規定を規定しようとするものです。

26 ページから27 ページにかけての附則第9項及び附則第10項の改正については、附則第8項が追加されたことに伴う改正です。

また、27 ページの附則第11項の改正については、先物取引による所得は雑所得とされていたところですが、証券化された商品の先物取引による所得は譲渡所得とされたことから改正するも

のです。

29ページをお開きください。

改正附則第1項の規定については、この富津市国民健康保険税条例の一部改正条例の改正規定の施行日を改正規定ごとに記載する理由により定めるものです。

第1号については、

- ①上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税制の導入
- ②上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との間の損益通算の特例制度
- ③項番号の繰り下げで、平成22年1月1日から施行するものがあります。

30ページをお開きください。

第2号については、

- ①長期譲渡所得から1,000万円の控除
- ②読替え規定の改正で平成22年4月1日から施行するものがあります。

第3号については、

- ①証券化された商品の先物取引による所得は譲渡所得の申告分離課税で

平成23年1月1日から施行するものであります。

改正附則第2項の規定については、国民健康保険税の介護納付金課税額の課税限度額の改定は、平成21年度分以後の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については従前の例によることを定めようとするものです。

以上で、議案第2号の富津市国民健康保険税条例の一部改正(案)についての説明を終了させていただきます。

何かありますか

条例改正の根本は何ですか。

国民健康保険税の算出の方法の所得税法の改正によるものです。

高梨会長

三枝委員

病床支援金等の課税の特例については具体的に説明をお願いいたします。

国民健康
保険課長

これにつきましては後期高齢者支援金の課税の中に含めて料金改定を行っております。

三枝委員

他に何か質問ありますか。

ないようですので以上2議案について諮問のあったとおりとす

国民健康
保険課長

ることが適当である旨答申することによろしいですか、なお答申書の文面については一任いただけますでしょうか

高梨会長

異議が無いようですので以上を持ちまして本日の協議会を閉会といたします。長時間にわたり御審議ありがとうございました。

(午後 3 時 5 0 分閉会宣言)

議事録署名人